

うきは市いじめ防止基本方針

《うきは市いじめ防止基本方針の意義》

- 1 いじめ防止対策推進法制定の意義や国のいじめ防止等の基本的な方針、さらに、県のいじめ防止基本方針を参考に、うきは市においても、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするため、「うきは市いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめ問題への取組の一層の強化を図ります。

《いじめの定義》

- 2 この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話を利用して行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応します。

《いじめに対する基本認識と全関係者による対応》

- 3 いじめは絶対に許されない卑怯な行為であるとともに、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものである」ことを十分に認識し、児童生徒の尊厳を保持するため、学校だけでなく、家庭や地域のすべての関係者が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に当たります。
 - ※教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは、法の規定に違反し得ることを全教職員で確認する
 - ※性的少数派等、特にきめ細やかな対応が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う

《いじめの防止》

- 4 「いじめは決して許されない」との意識を、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底します。また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努めます。

《いじめの早期発見》

- 5 全ての大人が児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、ささいな兆候も見逃さず、いじめの早期発見に努めます。あわせて、学校では、定期的にアンケート調査や教育相談等を実施し、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して見守ります。

《いじめへの対処》

- 6 いじめがあることが確認された場合は組織的な対応を行い、学校相互間の連携を初め関係機関との連携を図っていきます。さらに、重大事態が発生した場合は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行い、迅速に対処します。
 - また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断します。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

《学校・家庭・地域と連携した取組》

- 7 学校いじめ防止基本方針を各学校のホームページへの掲載等の措置を講ずるとともに、学校いじめ防止基本方針を入学時、各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明し、学校、家庭、地域が、いじめ防止に向けてそれぞれの役割を果たしながら、児童生徒の健全育成に関わる関係諸団体が連携して、情報交換と行動連携に努めます。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づけ、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組の改善を図ります。

《組織の設置》

- 8 市は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため「うきは市いじめ問題対策連絡協議会」を設置すると共に、いじめの防止等のための対策の効果的な実施を促進するために、教育委員会に附属機関としての「うきは市いじめ問題対策推進委員会」を設置します。また、必要に応じて市長が附属機関等を設置します。

《教育委員会の役割》

- 9 いじめ問題の解決に向けて、教員の資質向上、学校への支援の充実を図ると共に、地域への啓発を行うなど、学校・家庭・地域が連携を深め、社会全体で児童生徒の健全育成に取り組む体制を整えます。また、この基本方針が、地域の実情に即して機能しているかを点検し必要に応じて見直します。

(平成30年7月1日改訂)